

改正

平成28年3月30日告示第1016号

平成30年1月9日告示第1002号

名寄市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき、市長が行う低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定及び変更に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 計画は、法第54条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準に適合するものとする。

2 都市の低炭素化を促進する上で、都市の緑地を保全することに配慮することとし、その内容については次のとおりとする。

(1) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号の計画が定められている場合は、その計画に適合するものであること。

(2) 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域内に低炭素建築物の新築等をしようとするものでないこと。

(事前審査)

第3条 申請者は、市長に申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条に定められた登録建築物エネルギー消費性能判定機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査（以下「判定機関審査」という。）を依頼し、「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）」（別記様式第1号）の交付を受けるものとする。

2 前項に定める適合証は、法第54条第1項第1号に定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分の全てに適合することを証したものであること。

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準（外皮性能基準）

(2) 一次エネルギー消費量の基準

(3) その他の低炭素化に資する措置に関する基準

（事前届出）

第4条 申請者は、市長に申請書を提出する前に、第2条第2項に定める基準に規定している地区計画に定められている届出の手續を完了しているものとする。

（認定申請）

第5条 申請者は、法第53条第1項に規定する認定の申請をするときは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）

第41条に規定する認定申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の申請に併せて法第54条第2項の申出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の申出に、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算を含む場合には、構造計算適合性判定センターの判定を受けるものとする。

（認定申請に必要な図書）

第6条 申請者は、省令第41条に定める図書のほか、第3条に規定する適合証を提出するものとする。

（認定の通知）

第7条 市長は、計画の認定をするときは、省令第43条第1項の規定により、申請者へ認定通知書を交付する。

（計画の変更申請）

第8条 申請者は、法第55条に規定する変更の認定の申請をするときは、省令第45条に規定する変更認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第2条から第6条までの規定を準用する。

（計画の変更認定の通知）

第9条 市長は、計画変更の認定をするときは、省令第46条の規定により申請者に認定通知書を交付する。

（取下げ届）

第10条 申請者は、認定を受ける前に申請を取下げるときは、取下げ届（別記様式第2

号) 1部を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第11条 計画の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、認定低炭素建築物新築等計画の建築を取りやめるときは、取りやめ届(別記様式第3号)1部に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第12条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画の建築工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、工事完了報告書(別記様式第4号)1部を市長に提出しなければならない。

2 法第56条により市長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書(別記様式第5号)1部を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第13条 市長は、認定及び変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書(別記様式第6号)を申請者に交付するものとする。

(改善命令)

第14条 市長は、法第57条の改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書(別記様式第7号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第15条 市長は、法第58条の規定による認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第16条 省令第46条の2の規定により計画の変更が省令第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請するときは、軽微変更該当証明申請書(別記様式第9号)に変更に係る図書を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の証明をするときは、認定建築主に軽微変更該当証明書(別記様式第10号)を交付する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年3月4日から施行する。

附 則(平成28年3月30日告示第1016号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による名寄市国民健康保険税の滞納に係る措置要綱、第2条の規定による名寄市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費・住宅改修費代理受領実施要綱、第3条の規定による除雪サービス等助成事業実施要綱、第4条の規定による名寄市老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱、第5条の規定による名寄市介護保険高額介護サービス費受領委任払い実施要綱、第6条の規定による名寄市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱、第7条の規定による名寄市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱、第8条の規定による名寄市家族介護用品支給事業実施要綱、第9条の規定による名寄市成年後見制度利用支援事業実施要綱及び第10条の規定による名寄市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱により行われた処分その他の行為についての不服申立てであってこの告示の施行前にされた処分その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（平成30年1月9日告示第1002号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

別記様式第1号（第3条関係）

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証

（依頼者の氏名又は名称）

様

（審査機関名）



低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号から第3号の認定基準のうち、第1号の基準に適合していることを証します。

記

- 1 建築物の位置
- 2 建築物の名称
- 3 市街化区域等 都市計画法第8条第1項第1号の地域
- 4 建築物の用途 一戸建ての住宅 住宅以外の用途のみに供する建築物
共同住宅等 住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物
- 5 建築物の工事種別 新築 増築 改築
直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
- 6 申請の別 建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 7 認定申請先の所管行政庁名 名寄市

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	
審査員氏名	

別記様式第2号（第10条関係）

取下げ届

年 月 日

名寄市長 様

届出者住所
氏名又は名称

印

次の認定の申請を取下げるので、名寄市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第10条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申出）
有 無
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 申請の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 5 取下げ理由

※市受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

取りやめ届

年 月 日

名寄市長 様

認定建築主住所
氏名又は名称



認定低炭素建築物新築等計画に基づく次の建築物の建築を取りやめたいので、名寄市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第11条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主（計画の認定を受けた者）の氏名又は名称
- 7 取りやめの理由

※市受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

工事完了報告書

年 月 日

名寄市長 様

認定建築主住所
氏名又は名称



認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、名寄市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第12条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主の氏名又は名称
【氏名又は名称】
【住所】
【電話番号】
- 7 建築工事完了年月日
年 月 日
- 8 工事施工者
【名称】
【建設業の許可番号】
【所在地】
【電話番号】

- 9 認定低炭素建築物新築等計画に基づき、建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士等
 【資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【住所】
 【氏名】 印
 【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【所在地】

10 工事中の軽微な変更の内容

※市受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

備考

- ※印の欄には、記入しないでください。
- 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 「工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。
- 建築基準法第7条5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを添付してください。
- 建築士法第20条第3項による工事監理報告書(写)及び軽微な変更があった場合にはその変更に係る図面を添付してください。
- 認定建築主の電話番号は、工事完了後に連絡が可能となる電話番号を記載してください。

別記様式第5号(第12条関係)

認定低炭素建築物状況報告書

年 月 日

名寄市長 様

認定建築主住所
氏名又は名称

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により、報告の求めのあった認定低炭素建築物新築等計画に基づく次の建築物の新築等の状況について、名寄市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第12条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申出）
有 無 （確認年月日・番号）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主（計画の認定を受けた者）の氏名又は名称
- 7 新築等の状況

※市受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

名寄市長



別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、次の理由により、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、名寄市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、名寄市（訴訟において名寄市を代表する者は名寄市長となります。）を被告として、旭川地方裁判所（名寄市を管轄する裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分又は裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る建築物の位置

4 申請の別

建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方

5 理由

別記様式第7号（第14条関係）

改善命令書

第 号
年 月 日

様

名寄市長



次の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、名寄市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、名寄市（訴訟において名寄市を代表する者は名寄市長となります。）を被告として、旭川地方裁判所（名寄市を管轄する裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分又は裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申出）
有 無（確認年月日・番号）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 申請の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主の氏名又は名称
- 7 命ずる措置
- 8 改善の期限
年 月 日

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

名寄市長



都市の低炭素化の促進に関する法律第 58 条の規定に基づき、次の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名寄市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内）に、名寄市（訴訟において名寄市を代表する者は名寄市長となります。）を被告として、旭川地方裁判所（名寄市を管轄する裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分又は裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第 54 条第 2 項に基づく申出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 申請の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主の氏名又は名称
- 7 理由

（第一面）
軽微変更該当証明申請書

年 月 日

名寄市長 様

認定建築主住所
氏名又は名称

印

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が同規則第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書の記載の事項は事実と相違ありません。

記

1 計画を変更する建築物の直前の低炭素建築物新築等計画

【認定番号】 第 号
【認定年月日】 年 月 日
【認定通知書交付者】

2 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更

規則第44条第1号に該当する変更

【工事着手予定年月日】

変更前 年 月 日

変更後 年 月 日

【工事完了予定年月日】

変更前 年 月 日

変更後 年 月 日

規則第44条第2号に該当する変更

【軽微な変更の概要】

※市受付欄	※軽微変更該当証明番号欄	※決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

備考

- ※印の欄には、記入しないでください。
- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 第二面から第六面までとして都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

名寄市長



下記の軽微変更該当証明申請は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 44 条の軽微な変更
に該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 証明に係る建築物の位置
- 4 証明する低炭素建築物新築等計画の軽微な変更
 規則第 44 条第 1 号に該当する変更
 規則第 44 条第 2 号に該当する変更

備考 この証は、大切に保管しておいてください。